

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントについて

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントとは

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、事業場の求めに応じ、報酬を得て作業現場における安全や衛生の診断を行い、危険箇所の改善等について指導を行う民間の専門家。

(労働安全衛生法第81条)

○ 区分

労働安全コンサルタント: 機械、電気、化学、土木、建築
労働衛生コンサルタント: 保健衛生、労働衛生工学

○ 登録者数(平成22年度末現在)

労働安全コンサルタント: 4, 672人
労働衛生コンサルタント: 3, 770人

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの主な業務

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| (1)安全衛生改善計画書の作成に関する指導、助言 | (2)事業場の安全衛生水準の向上のための診断 |
| (3)事業場が自主的に行う安全衛生活動に対する指導 | (4)安全衛生教育の実施 |
| (5)機械設備に係る仕様書、設計図の作成及び確認、検査立会 | (6)機械設備や化学物質のリスクアセスメントの実施に係る指導 |
| (7)健康診断や作業環境測定に係る指導 | |

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントが指導した事業場数

- ・特定の事業場と顧問契約をしているコンサルタント 約1, 900人×6事業場/年=約11, 400事業場
- ・その他のコンサルタント(事業場内のコンサルタント有資格者等) 約6, 300人(事業場)

約17, 700事業場/年 ※ 推計値

※ (社)労働安全衛生コンサルタント会の調査より推計。平成19年度の調査においては、事業場と顧問契約をしているコンサルタントの割合は23. 2%であり、一人当たりの契約事業場数の平均は6事業場であった。このため、コンサルタントの登録人数である8, 216人×23. 2%=1, 900人とし、それに6事業場をかけて約11, 400事業場と推計した。

※その他のコンサルタントは、コンサルタントの登録人数である8, 216人から顧問契約をしている約1, 900人を差し引き、約6, 300人と推計した。

○ その他

労働災害を繰り返し発生させる事業場等に対しては、都道府県労働局長は安全衛生改善計画の作成を指示することができ、その際に労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの活用について勧奨することができる。(労働安全衛生法第80条)